

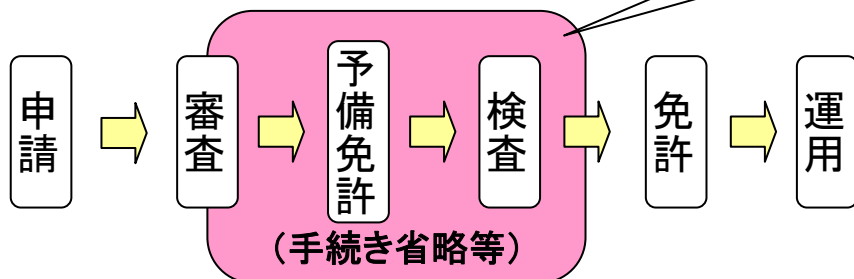
特定実験試験局制度の概要

制度化

「特定実験試験局」: 総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局

無線局免許手続きの流れ

<通常の免許手続き>



<特定実験試験局の免許手続き>
一定条件の下に、手続きを簡略化
→ 申請から免許までの期間を大幅に短縮

<一定条件(混信防止等)>

- 1 周波数、空中線電力及び使用可能な地域は、予め告示された範囲内。
- 2 免許期間は、最大5年間。
- 3 登録点検事業者による無線設備の事前点検が必要。
- 4 特定実験試験局同士の運用調整が必要。

特定実験試験局のメリット

<申請から免許までの処理期間>
1~2週間へと短縮

+

<経済的負担の軽減>
検査諸費用の不要化に伴う負担軽減

利用者のメリット

大学やメーカーの研究機関における迅速な技術開発・製品化等、産業の活性化